平成２５年（フ）第７３１号
熊本県宇城市松橋町両仲間1641番１
破産者　株式会社ピュア・ライフ
１　決定年月日　平成26年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
北海道釧路郡釧路町東陽大通西１丁目３番地
破産者　株式会社ヤマ福たから屋
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５９号
青森県八戸市小中野５丁目15番地４
破産者　株式会社ワイプロジェクト
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
宮城県東松島市小野字鍛冶沢１番地の１
破産者　株式会社松島洋装
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
群馬県沼田市材木町163番地
破産者　株式会社金子オート
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０２号
群馬県高崎市吉井町岩崎1440番地
破産者　有限会社鈴木開発
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２３６６号
横浜市金沢区福浦１丁目３番地７
破産者　株式会社ヨコハマオレンジロード
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９号
山梨県南都留郡忍野村忍草488番地
破産者　大森工業株式会社
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
滋賀県草津市駒井沢町52番地の24
破産者　有限会社小出産業
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２８号
京都市下京区朱雀宝蔵町87番地
破産者　株式会社中辻商店
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２２号
京都府亀岡市篠町馬堀駅前２丁目３番１―1404
破産者　有限会社薔薇亜度
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９２号
京都府八幡市上津屋石ノ塔61番地
破産者　有限会社嶋村運送
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９４号
京都市左京区北白川東平井町５番地
破産者　株式会社ライジング
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８９４号
大阪市天王寺区大道１丁目５番４号
破産者　有限会社リード産業
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３号
広島市中区中町３番20号ＷＥＳＴ並木ビル１Ｆ
破産者　株式会社ＮＥＷ　ＷＯＲＬＤ
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２号
福岡県久留米市梅満町38番地１
破産者　株式会社メタルテック九州
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３号
宮崎市源藤町源藤863番地22
破産者　株式会社ＴＯＲＩＡＥＺＵ
１　決定年月日　平成26年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１５７８号
福岡県糟屋郡宇美町宇美２丁目５番27号ピアレジデンス201号
破産者　梶原　三郎
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２８号
福岡市早良区南庄２丁目６番２―205号
破産者　石橋　睦弘
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０２号
札幌市白石区北郷１条１丁目５番７号プレステージ201号
破産者　岡村　　洋
１　決定年月日　平成26年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８９号
札幌市豊平区福住３条10丁目10番５号　ハイツグリーンヒル203号
破産者　大井　光代（旧姓菅原）
１　決定年月日　平成26年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部